

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 1 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等
の臨時的な取扱い」等の廃止について

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただ
いていることに、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省及びこども家庭庁より、令和 6 年 3 月 1 9 日付事務連絡（「新型コロ
ナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の
廃止について）が発出されました。これを受けて、東京都から発出しました令和 5 年 5 月
2 9 日付事務連絡（新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の障害児通
所支援事業所の対応について（通知））につきましても、**令和 6 年 4 月 1 日付けで廃止**する
ことといたします。

ご理解、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課児童福祉施設担当 電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 3 7 4

事 務 連 絡
令和6年3月19日

各	〔 都道府県 指定都市 中核市 〕	障害保健福祉主管部（局）	御中
		児童福祉主管部（局）	御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制や各種公費支援等については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け事務連絡）（※）でお示ししたとおり、本年3月末をもって、各種公費支援等を終了し、本年4月以降は、通常の医療提供体制へ移行することとされています。

また、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたところ、それを受け、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、別記記載の事務連絡のとおりお示ししていたところです。

今般、これらの事務連絡について、令和6年4月1日付けで全て廃止することといたしましたので、この取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう（例えば、翌月には通常の管理運営へ変更可能である場合には、ひと月程度は別記記載の事務連絡の取扱いを可能とする等）、助言・指導をお願いします。

※<https://www.mhlw.go.jp/content/001219079.pdf>

令和6年4月1日付けで廃止となる事務連絡は以下のとおり。

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」について」（令和5年4月28日付事務連絡）
- ② 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和5年5月29日版）」（令和5年5月29日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

（御参考）

厚生労働省ホームページ（障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html